

- (五) 従業者等に行う適正な開示としては、例えば、次に掲げる方法が考えられる。
 - イ 従業者等の見やすい場所に掲示する方法
 - ロ 基準を記載した書面を従業者等に交付する方法（電子メールや社内報等による配信を含む。）
 - ハ 従業者等が常時閲覧可能なイントラネットにおいて公開する方法
 - ニ インターネット上のウェブサイトに於いて公開する方法
 ホ 基準を記載した書面を、社内の特設部署に保管し、従業者等の求めに応じて開示する方法
- 3 開示の程度

基準が開示されていると考えるためには、相当の利益の内容、付与条件その他相当の利益の内容を決定するための事項が具体的に開示されている必要がある。
- 4 意見の聴取について
 - 1 意見の聴取の対象者

意見の聴取の対象である従業者等とは、基準が適用される従業者等である。
 - 2 意見の聴取の方法

(一) 意見の聴取の方法については、特定の方法をとらなければならないという制約はない。

(二) 意見の聴取に際して、従業者等が必ずしも意見を持つていないこともあるため、相当の利益の内容の決定について、発明者である従業者等から意見が表明されなかったとしても、使用者等から当該従業者等に対して意見を求めたと評価できるような事実があれば、意見の聴取がなされたと評価される。

(三) 意見の聴取の時機については、あらかじめ従業者等から意見を聴取した上で相当の利益の内容を決定する場合であっても、使用者等において一旦基準に基づき決定した相当の利益を従業者等に与えた後に、当該従業者等に相当の利益の内容の決定について意見を求め、又は意見表明の方法を伝えて、意見が表明されればそれを聴取するという場合であっても、意見の聴取がなされたと評価される。

(四) 相当の利益の内容の決定について、使用者等から従業者等に対して積極的に意見を求めることをしなくても、基準等により決定された相当の利益の内容について一定期間意見を受け付ける制度が用意され、使用者等から従業者等に対して実質的に意見を求めたと評価できるようなのであれば、意見の聴取がなされたと評価される。ただし、その場合には、当該制度が従業者等に周知されていることが前提となる。

(五) 同一の使用等に係る複数の従業者等が共同発明をした場合における意見の聴取の状況は、当該共同発明をした従業者等（以下この(五)及び次の(六)において「共同発明者」という。）ごとに不合理性の判断がなされる。意見の聴取の方法としては、共同発明者にそれぞれ意見を聴取する方法のみならず、共同発明者からまとめて意見を聴取する方法や、共同発明者の代表者を通じて意見を聴取する方法も含まれる。ただし、各共同発明者から意見を聴取することなく、代表者を通じて意見を聴取する場合に、代表者が各共同発明者を正當に代表しているとき又は各共同発明者に代表者を通じて意見を表明する機会が担保されているときは、意見の聴取がなされたと評価される。

(六) 共同発明者間で意見が食い違うような場合において、共同発明者間で意見をまとめて一つの意見にしない限り正式な意見として聴取することはないとされているときは、共同発明者はそれぞれの意見を自由に表明することが拒絶されているに等しい状況又は実質的に困難な状況に置かれていると認められる。このようなときは、当該共同発明者からの意見の聴取はなされていなく、又は形式的に行われたに過ぎないと評価され、不合理性の判断に係る意見の聴取の状況としては、不合理性を肯定する方向に働くものと考えられる。

- 3 意見の聴取の程度
 - (一) 意見の聴取については、従業者等からの意見に対して使用者等は真摯に対応する必要がある。例えば、従業者等から使用者等に対して提出された意見に対して使用者等が回答を全く行っていない場合には、不合理性の判断に係る意見の聴取の状況としては、不合理性を肯定する方向に働くものと考えられる。
 - (二) 意見の聴取は、その結果として相当の利益の内容の決定について使用者等と従業者等との間で個別の合意がなされることを求めているものではない。このため、合意に至らなかったとしても、そのことだけをもち、直ちに不合理性の判断に係る意見の聴取の状況について不合理性を肯定する方向に働くこととはない。例えば、従業者等からの意見に対して使用者等が真摯に対応している場合には、意見の聴取の結果として合意に至ってはいなくても、不合理性の判断に係る意見の聴取の状況としては、不合理性を否定する方向に働くものと考えられる。
 - (三) 意見の聴取の結果として、使用者等と従業者等との間で合意に至っている場合には、その事実自体は、不合理性の判断に係る意見の聴取の状況としては、不合理性をより強く否定する方向に働くものと考えられる。
 - (四) 従業者等からの内容が類似する複数の意見に対して、使用者等の考えをまとめて提示した場合であっても、各従業者等に対して実質的に回答したものと評価できる場合があり得る。その場合は、不合理性の判断に係る意見の聴取の状況としては、不合理性を否定する方向に働くものと考えられる。
 - (五) 従業者等から聴取した意見については、使用者等において真摯に検討し、必要に応じて再度相当の利益の内容を決定し直すことが望ましい。また、意見の聴取の方法の一つとして、使用者等と従業者等との間で相当の利益の内容の決定について見解の相違が生じた場合に備えて、相当の利益の内容の決定について社内異議申立制度を整備することが考えられる。なお、相当の利益の付与に関する通知を従業者等に送付する際に異議申立窓口の連絡先も併せて通知する等、従業者等に周知徹底することは、社内異議申立制度が有効に機能することを担保することとなり、不合理性の判断に係る意見の聴取の状況としては、不合理性をより強く否定する方向に働くものと考えられる。
 - (六) 意見の聴取に当たって使用者等が従業者等に提示して説明する資料及び情報としては、職務発明に係る相当の利益の内容の決定の際に用いられる資料及び情報が考えられる。この資料及び情報としては、例えば、次に掲げるものが考えられる。
 - 例 1 相当の利益の内容を決定するための基準として、期待利益を採用する場合
 - イ 当該職務発明に係る製品の市場規模予測
 - ロ 当該職務発明に係る製品の利益率予測
 - ハ 利益に対する当該職務発明に係る特許権の寄与度予測
 - 例 2 相当の利益の内容を決定するための基準として、売上高等の実績に応じた方式を採用する場合
 - イ 当該職務発明に係る売上高に関する資料
 - ロ 当該職務発明に係るライセンス契約の概要と使用者等が受けた実施料その他の利益の内容
 - ハ 利益に対する当該職務発明に係る特許権の寄与度及び寄与度の根拠
 なお、こうした資料及び情報においては、従業者等が受けた経済上の利益に対して課せられる所得税の取扱いについても明確にすることが望ましい。
- ただし、使用者等その他関係者の営業秘密等の情報を従業者等に対して提示することが問題と判断される場合、その情報を提示する必要はないと考える。